

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○松野委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 国民民主党の白石洋一です。

まず、放課後児童クラブの指導員の規制緩和について質問したいと思います。

今、従うべき基準ということで、配置基準二名以上ということになっています。

想像するに、二名というのは、もう既にぎりぎりの状態になっていると思うんですね。

というのは、お一人は、やはり生理現象があつてトイレに行く。そうすると、その間誰が見ている。あるいは、一人の子にずっと手がかかってしまつてほかの子が見られないとか、あるいは、電話がかかってきてそれに対応するとか、そういったことを想像するに、もう二名というのはぎりぎりのところになっていると思うんですよ。それをなぜ緩和するのか。

それは、地方の、主に首長の方から、支援員不足だ、人手不足だということなんですけれども、人手不足というのは、これは需要と供給のギャッ

プの問題であつて、供給を促す給与水準になつていないんじゃないかなというふうに思うんですね。さきの質問、ほかの委員がされたときに、公立民営とそして公立公営の給与を比較したら、公立民営の方が高い。年収で二百七十六万円相当。それに対して、公営は二百三十二万円。つまり、民営の方がそういう需給ギャップに対して対応が早くて、それで給与を上げてきて、公立公営に対して四十万円超も上回っている。それでもまだ人手不足だというわけですから、これは全体として月給なり時給なりを民間給与準拠でジャンプさせるべきだ。

過去、昨年こうだから、それをインクリメントに、漸増させるというんじゃないなくて、民間は今どうなのか。民間で似たようなことをやっているところはあると思います。民間の塾とか、塾のサポートをしている方とか。そういったところで、毎週、募集広告があるわけですね。時給なんかは最近上がつていきますよ、あるいは月給も上がつていく。そういう方々に準拠するためにジャンプさせるべきだと思うんですけども、御所見をお願いします。

○新谷大臣政務官 お答え申し上げます。

国としましては、人件費を含む放課後児童クラブの運営に関する諸経費につきまして、公営、民営を問わず、同額の国庫補助基準額によりまして運営費として自治体に対して補助をしておるところでございます。この運営費の中で人件費に幾ら充てるか等は実施主体の裁量によるるところがございます。

放課後児童クラブの職員の待遇を改善することは、委員御指摘のように、人材確保を図るとともに、放課後児童クラブの適切な運営を図る観点からも大変重要である、そのように認識をしております。そのことから、平成二十九年におきまして、放課後児童クラブの職員の人件費の積算を見直し、運営費の国庫補助基準額を増額しておるところでございます。

また、平成二十九年からは、職員の給与改善に、これも使い道を限定した放課後児童支援員キヤリアップ処遇改善事業というものを実施しております。ただ、この処遇改善は、始まって日が浅いところもございまして、一部の市町村での実施にとどまっております。低い実施率のままであると認識をしておるところでございます。

多くの自治体でこの事業を活用していただいて、放課後児童クラブの職員の処遇改善を図つていただくよう、全国主管課長会議を始め、文科省との連携のもと開催している全国五ブロックにおける説明会など、あらゆる機会を通じてこういったことを働きかけてまいりたいと考えております。

○白石委員 ぜひ、その積算の部分を民間準拠にするということ、そして、やはりこれは補助金が必要ですから、そのおっしゃった使い道を限定した補助金、これを増額することをお願いいたします。じゃないと、問題に対する対処にならない。ここは、規制緩和じゃなくて、給与のアップだと思っております。

そして、次の質問なんですけれども、お話を聞いてみると、確かに、一人の子、一人、二人の子

供に對して二人の指導員がずっと最後までいないといけない、これはきついよという部分はわかる。ところもあるんですね。それによつて、もう放課後児童クラブを閉鎖しないといけない、そのことによつて使えない人が出てくる。これも困つたものだと。

であるならば、一人で見られる、一人で最大、その子供たちの安全を確保できる、監視できる人数は一体何人なんだろうかと。例えば十人、十人までだったら一人で見られるということであれば、その人数以下は参酌基準で、それを超えるものについては、引き続き、従うべき基準でやる、こういったきめの細かい国の方針のあり方というのがあると思うんです。なぜならば、国民の安全、特に子供の安全というのはナショナルミニマムが必要な部分であるからであります。それを、じゃ、一人で大体最大何人見られるのか、その安全を確保できるのかというところを物差しに物を考えるべきであつて、例えば、何曜日が指導員の数が確保できないとか、曜日じゃなくて、人数でこの規制を考えるべきだと思ふんですけれども、この点いかがでしょうか。

○新谷大臣政務官 お答え申し上げます。

今回の措置は、従うべき基準によりまして人材確保が困難といった地方からの要望も踏まえて、全国一律ではなく、自治体の責任と判断によりまして、質の確保を図つた上で、地域の実情に応じた運営を行うことを可能とするものでございます。また、基準については、市町村が地方議会の議を経て条例により制定するものでございます。厚

生労働省としましては、従うべき基準が参酌化された場合におきましても、自治体においてこの基準を十分参酌した上で、自治体の責任と判断により、これは、全国一律ではなく、地域の実情に応じた適切な対応が図られるものと考えております。改めて、地方三団体から、この条例を制定する市町村が、その責任において放課後児童クラブの質を確保するとの意見表明がなされているところでございます。

改めて御紹介しますと、全国知事会からは、各市町村が、当該基準について、責任を持つて児童の利益を十分に配慮して基準を設定することは当然、このように意見表明がなされておりますし、全国市長会からは、各都市自治体が、その責任において、地域の宝である子供たちの健全な育成を図るべく、保育の質の十分な確保を更に努めていく覚悟を新たにしている、このように表明をされておりまして、また全国町村会からは、各町村の責任において、子供の安全性など質の確保に十分な配慮をしつつ、地域の実情に応じた施設の設定や運営に主体的に取り組める、このような意見表明がなされておりまして。

市町村が条例を制定する際には、自治体の責任と判断によりまして、あくまでこれは地域の実情に応じて子供の安全や育成支援の質が確保されるものと考えております。

○白石委員

その市町村ですけれども、市町村が責任を持つてということをおっしゃいますけれども、最悪の事態を考えてみたいと思います。万が一、参酌基準にして指導員が一人になりま

した、その一人のときに子供に事故が起きました、最悪、死亡事故が起きました、その事故の検証をしたところ、指導員が二人であれば起こらなかつたであろう、一人だったから、その人が、どこかやむを得ず目を離れたときに起こつた事故だといった場合、事故の責任というものはどこにあるんでしょうか。

○新谷大臣政務官 お答え申し上げます。

事故の発生原因、これにつきましては、さまざまございまして、一概にお答えすることは困難であるところでございますが、一般的には、法的な責任という意味におきましては、事業者の責任が問われるケースが多いと考えてございます。

児童福祉法におきましては、市町村に報告、立入調査、基準違反の場合の改善命令等の権限が付与されておりまして、これを踏まえて、こういった問題に対して市町村が適切に対応すべきものと考えております。

○白石委員

その答弁だと、その一段前に市町村が責任を持つて安全確保をするという、これは精神規定であつて、実際に事故が起きたら事業者を訴えるしかない、あるいはその指導員さんを訴えるしかないということになるじゃないですか。

これは、実際、二〇一〇年、大阪府八尾市ファミリースポーツ死亡事故において、これは裁判になつたんですけれども、このときに厚労省はコメントとして、自治体や運営を請け負う事業者は、事業者、これは仲介という意味の事業者は、会員同士の橋渡しをするだけであつて、事業は預ける個人と預かる個人の契約に基づく。これは事業

者の責任だと実際に言っているわけですね。

ということであれば、今までずっとおっしゃっていた、地方、特に基礎自治体が責任を持つということと違ってくるんじゃないかなと、具体的な事故が起きたときですね、そう危惧してならないんです。

実際にこの法案が通って、人手不足だということとで一人指導員が常態化するような場合、今も、例えば面積基準を緩和して、すし詰め状態が多く報告されています。ぎゅうぎゅう詰めですね。

またこれで指導員を緩和して、一人でたくさんの人を見ています。さっきちょっと私が言いました十人どころじゃない、数十人見ている。こんなことが起こりかねないんじゃないかというふうに思うんですけれども、国としては、今後どのようにこれをモニターしていくんでしょうか。

○新谷大臣政務官 お答え申し上げます。

今回の法案の附則におきましては、法案の施行後三年を目途としまして、放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされておるところでございます。法案が成立した後は、これに基づいて適切に対応してまいりたいと考えております。

○白石委員 与党さんが多数をとっていますから、この法案というのはこれから採決を迎えますけれども、特に、この後どうなるかということ是非常に心配です。ここのモニター、監視というのはし

っかり、今もやってもらわないといけない、今後特にやってもらわないといけないと思います。

そして、次に、片山大臣にお伺いします。

地方に権限と財源を移していくということ、これは一般に賛成です。私どもも、私どもの言葉で言えば地域主権と言っているんですけれども、そういうことで、今、首長を中心とした地方三団体は、この規制緩和、放課後児童クラブ、特に推しているということなんですけれども、一方、地方からの意見、議会の意見というのも大事だと思うんです。

その議会というと、十一道県と三十六市町の議会、最低限の生命、安全の確保のためには、従うべき基準の維持、質の確保を求める意見書が採択されておりまして。ここを、大臣、どういうふう

に受けとめていらっしゃいますでしょうか。

○片山国務大臣 御指摘のように、今おっしゃったように、地方の議会から政府に対して、放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持ですとかあるいは放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書が提出されてございまして、基準の堅持を求める意見書は、私どもの了知しております限りでは十議会、処遇改善の方を求める意見が十議会というところのようでございます。

繰り返しになりますけれども、職員の資格や員数に関する基準の参酌化を求める御提案は、知事会、市長会、町村会が地域の実情を踏まえて長年そういった議論をしてきて、そもそも、もともとが地域の実情に応じて行われていたものをガイドライン化して法律をかぶせて、かぶせる議論のと

きから、これと同じ意見を自治体の方では実は出していたという長い経緯を伺っているわけでございますが、三団体が機関決定で地方公共団体側の総意として共同提案をされて、それが二十九年でございまして。今回、三十一年度の話ですから、かなり長いこともできたということはあるんです。

どういうふうになっていくかというのは、その条例等をするときに、その議会の意思も当然ないと条例はつくれませんから、それらの議会においては、その議会の方が通るような形で、今回のことを踏まえて対応するならば対応することになると思うんです。ですから、そのどちらかの側で一方的にするということは、もともと二元代表制ですからできないシステムになっているというのと、地方からの主要望というのは、先ほど委員が御心配をなされたように、単に二人を全部機械的に一人にしたいということよりは、児童数が少ないところとか児童数が少ない時間帯についてはその柔軟な配置を可能にしてほしいというような言い方のところの方が多いのかな。つまり、そういった目が届かないことによって何か問題が起きるような事態を想定したいような自治体は、それは、自治体も選挙で選ばれた首長さんがおられるわけですから、そういうことではないということやはり考えていきたいと思っております。

○白石委員 地方の声が、緩和してほしいという声が強いのということなんですけれども、私は、地域主権よりも子供の生命、安全、こちらの方を優先させるべきだ、ナショナルミニマムを確保した

上で地方主権というのがあると。自然発生的に出
てきたものを、国がその規制をかぶせたというよ
うなことをおっしゃいますけれども、それは、自
然発生的であろうが、国が主導しておろうが、国
がやはり最低限の、特に生命の確保を一番大事に
するということが当然だと思っんですね。

次の質問ですけれども、公民館運営です。

公民館運営で私が危惧するのは、公民館は、私
どもも国政報告、あるいは県政報告、市政報告、
あるいは、まだ公職についていないけれども集会
をやっているいろいろな話をしたくないということ
を使うことがあるんです。

ところが、これが、教育委員会でも運営が結構
ばらつきがあつて、使わせてくれるべきなのに使
わせてくれないという話をよく聞きます。それが
首長部局になったら、よりそこが、いわゆる政権
与党なのか、野党なのかによって違つてきやしな
いかという危惧があるわけです。

それに対して、文部省は事務連絡を発信してお
りまして、これは、不十分ながらその問題に対応
して、使わせてあげてくださいという趣旨なん
です。

読み上げますと、公民館の運営において、特定
の政党又は政治家等に特に有利又は不利な条件で
利用させることや、そのような者に、党に偏つて
利用させるようなことは許されませんが、公民館を
政党や政治家等に利用させることを一般的に禁止
するものではないことという確認の事務連絡が発
信されているんですけれども、その内容は引き続
き有効であつて、それを周知徹底させるというこ

とを確認させていただきます。

○塩見政府参考人 お答え申し上げます。

社会教育法の第二十三条第一項第二号におきま
して、公民館が「特定の政党の利害に関する事業
を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を
支持すること。」を禁止しております。

このことを踏まえまして、文部科学省では、先
ほど御指摘いただきました事務連絡におきまして、
「本規定の趣旨は、公民館の政治的中立性を確保
するために設けられているものであり、例えば、
特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させ
ることや、特定の政党に偏つて利用させるような
ことは許されませんが、公民館を政党又は政治家に
利用させることを一般的に禁止するものではない
」ということをお示ししているところでございま
す。

今回の改正案によりまして、地方公共団体の判
断により首長が公民館を所管するということとな
った場合におきましても、当該施設が社会教育法
に基づく公民館であることは変わりございませ
んで、社会教育法の規定やその解釈につきま
して、首長に所管が移った公民館にもひとしく適用
されるものでございまして、文部科学省としま
しても、その周知に引き続き努めてまいります。

○白石委員 成立したらということですが、
これは総務省所管になると思います。そこへの引
継ぎを、ぜひ徹底させていただきたいと思いま
す。次のトピックですけれども、質問を用意してい
た国交省さんまではちよつと届かないかもしれま
せんけれども、申しわけありません。

次は、ソーラーパネルのことなんです。

ソーラーパネルによって地方創生ということで、
地方はソーラーパネルがある景色が本当にふえて
きました。そんな中で、この地域には景観上から
ソーラーパネルというのは少し規制をしたり、あ
るいは、強風が吹く地域については取付けをしつ
かりしてくれとか、そういった地域で条例とい
うのがふえてきていると思います。

それは地域に適した条例ということではないと思
うんですけれども、一方、心配なのは、国として
やるべきじゃないかなと思うのは、廃棄です。

ソーラーパネルも劣化していつて、二十年とい
うのが一区切りで、そこまでにまず採算をとれるよ
うにする。FIT、つまり固定価格での販売とい
うのはそこで一区切りをつけることだと思
うんですけれども、それ以降、廃棄するというソ
ーラーパネルが随分出てくると思います。

では、その廃棄について、費用はかかりますが、
これだけ長い間使つていて、廃棄の費用負担とい
うのをちゃんと確保してもらわないと、これは大
きな問題になりかねないと思うんです。その点、
政府としてはどのように検討されているのでし
ょうか。

○保坂政府参考人 お答え申し上げます。

太陽光発電設備の廃棄につきましては、廃棄物
の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、排
出者に廃棄処理の責任がある中で、委員御指摘の
ように、廃棄処理費用の工面がされず、将来、放
置や不法投棄をされてしまうという懸念があると
認識しているところでございます。

太陽光発電設備の廃棄に必要な費用につきましては、太陽光発電事業者に対するFITの調達価格には既に含まれておりまして、発電事業者が自主的に積み立てることが期待されておるところでございます。

しかしながら、現状、積立ての実施率が低いのが実情でございます。このため、昨年四月に、FIT認定の際の事業計画策定ガイドラインを改正いたしましたして、廃棄等費用の積立てを努力義務から義務化するとともに、事業計画策定時に、処分費用やその積立額を記載することを求めております。加えて、昨年七月から、廃棄等費用の積立計画と進捗状況の報告を義務化したところでございます。

それでもなお、積立て水準や時期は事業者の判断に委ねられておりまして、現時点で積立てを実施している太陽光発電事業者は少ないと考えております。

こうしたことから、廃棄等費用の積立てをより確実に担保させるため、一つ目に、原則として外部積立てを求め、二つ目に、発電事業者の売電収入から積立金を差し引くことにより、源泉徴収的に積立てを行うことを基本とするといった方向性が、本年一月に経済産業省の審議会報告書にて取りまとめられたところでございます。

制度の詳細につきましては、本年四月に立ち上げた太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおいて、今後、専門的な視点から検討を進めていくこととしております。以上でございます。

○白石委員 源泉徴収的に積立てを強制する。今、積立てが義務になってきているんだけど、それをやっているところとやっていないところがある。であれば、じゃ、どういうペースでその源泉徴収するかとか、非常に緻密な制度設計が必要だと思いますが、これはぜひお願いします。

もう一步、ちよつとイメージ、二十年後、あるいはそれ以降、ソーラーパネルがどうなっているかというところ、所有者が不明になっていたり雨風で流されてしまおうといったケースも結構出てくるんじゃないかなと思うんです。

その場合、地方としては、あるいは近所の人としては、どのようにすればいいのか、具体的にちよつとイメージが湧くように説明していただきたいんですけれども、まず経産省さんはいかがでしょう。

○保坂政府参考人 二十年後の件につきましては、私ども、先ほど申し上げましたように、発電設備の廃棄等に係る費用が工面されていけば、放置や不法投棄されるリスクが軽減されるというふうに考えているところでございまして、積立金の取戻し要件や、発電事業者が倒産した場合の対応についても、その中で検討していくことで対応していきたいというふうなところでございまして。

○白石委員 積立金を使って誰かが代執行するのかなことだと思えますけれども、その仕組みもしっかりとつくっておいていただきたいなと思います。

そして、ぼろぼろになったソーラーパネル、ど

こかに片づけた後、持っていかないといけないんですけれども、そのあたり、持っていき先等はどうのように考えていますでしょうか。これは環境省です。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

使用済みで廃棄されることになりました太陽光発電設備につきましては、適正処理、あるいはリユース、リサイクルをしっかりと進めるといことが重要だと考えておりまして、平成二十八年に太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインというのを整備しております。その後、いろいろな御指摘も踏まえて、昨年末にはガイドラインを更に改定いたしました。例えば、太陽光パネルに含まれる鉛等の有害物質への対応でありますとか、埋立処分する場合の埋立処分方法の明確化等を行っております。

ただ、委員御指摘のありましたように、そういったものが出てくる、今後ふえてくるということ想定して、その受皿としてしっかりとリサイクルできる施設を整備することが重要だと考えておりまして、この設備の導入に対しての補助ということも環境省として進めておりますので、リサイクルが促進されるようにということで取り組んでまいりたいと考えております。

○白石委員 ぜひ、それも今から考えておいていただいて、地方がパネルの捨場みたいなことにならないようにお願いします。

そして、次の質問は家電なんです。家電を使った後、リサイクルに出すんですけども、リサイクル料金が製品価格に比して高過ぎるという声

があります。リサイクル料金が高いと、それを保持していき、そんなにたくさん払えないというところで、不法投棄につながって、地方では山に家電が不法に捨てられているという光景がよくあるわけですね。これが問題なんです。

それで、適切な廃棄を誘導するためにも、製品価格に比し高いリサイクル料金というのには抑えるべきだ、政府としても抑えるような対応が必要だと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘ありました家電リサイクル法の対象でありますいわゆる家電四品目につきましては、製造業者等がリサイクルを行うこととされており、そのリサイクル料金につきましては、それぞれの製造業者等が定めることとなっております。

その料金でございますけれども、家電リサイクル法第二十条第二項におきまして、リサイクルに必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであつてはならないという定めがございます。

また、経済産業省及び環境省におきましては、毎年度、家電リサイクル法に基づく報告徴収を実施しております。その報告徴収によって、リサイクル料金収入、リサイクル費用及び費用の内訳につきまして製造業者等から報告を受けるとともに、その結果を、産業構造審議会それから中央環境審議会の合同会合におきまして報告をいたし、審議をいただいております。そういった形でリサイクル費用の透明化を図っているとございます。なお、製造業者等におきましては、リサイクル

しやすい製品設計により、リサイクル時の解体工数の削減を行うなど、リサイクル費用の低減を進めてきております。実際に、主な製造業者等ではこれまで複数回にわたりリサイクル料金の引下げが実施されてきたものと承知しております。

○白石委員 政府としても監視しているということなんでございます。その監視の範囲はしっかりと幅広くとつてもらつて、輸入とかでいろいろなメーカーの家電が日本には流通していますし、そしてその原価を報告させるということも、厳しい目でチェックして、高くないようにと。そのときに、売り値に比して、それと同じだったり、あるいはそれを超えるような場合は、やはり消費者としてはちよつと困つてしまうところがあると思ふんです。不法投棄につながりかねないというところはしっかりと押さえておいていただきたいと思ひます。

次は、その不法投棄を未然に防ぐというために、どのような取組がなされていますでしょうか。環境省さん。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

特に各市区町村におきまして不法投棄がなされた場合、回収するということが生じますので、そういったことが生じないように、特に、ポスター、チラシ、看板等による普及啓発でありますとか、パトロール、あるいは、住民や警察等と連携して監視通報体制の構築などをしていっている。その結果であります。ここ六年間連続して不法投棄の台数は減少しているという状況でございます。

○白石委員 経産省さんとしてはどのような取組

をされていきますでしょうか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま環境省の方からも御説明ありましたように、不法投棄につきましては、まずは自治体が地域の実情に応じた対策を行っているものと承知しております。

家電リサイクル法の対象であるいわゆる家電四品目の製造業者等におきましては、産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合の提言を踏まえまして、不法投棄未然防止のために自治体を実施している取組への協力として、その取組費用を助成する不法投棄未然防止事業協力を実施いたしております。具体的には、自治体におきます監視カメラの設置やパトロール委託など、防止事業に係る費用と、不法投棄された家電四品目の撤去、運搬やリサイクル料金に係る費用につきまして、製造業者等が一定の助成を行っているところでございます。

○白石委員 ちよつと時間が来ました。

とにかく、地方は人口減少で、空き家、廃屋、それを処分していくという時代に入っています。そうすると、どうしてもたくさんさんの家電等の捨てないといけないものが出てくる、ここにもしっかりと目配りをお願いします。

国交省さんの質問はまたの機会にさせていただきますまして、申しわけありません、私の質問を終わります。

ありがとうございました。